ウェルカム商店街事業助成金交付要綱

令和３年５月２４日
江差町告示第５０号

（趣旨）

第１条　この要綱は、持続可能な商店街づくり事業制度要綱（令和３年江差町告示第４７号）に基づき、地域の創意工夫による各種のキャンペーン等の取組を通じて、生活を支える街としての商店街の利用促進による賑わい創出及び飲食店等の魅力の向上と利用の促進を図る事業に対し、予算の範囲内で、ウェルカム商店街事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、江差町補助金等交付規則（昭和５４年江差町規則第１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 重点地域　愛宕町商店街及び法華寺通り商店街の地域をいう。

(2) 小規模事業者　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第５項に規定する小規模企業者に該当する事業者をいう。

(3) 飲食店　食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けており、客席を設けて飲食させる店舗をいう。

(4) 飲食事業者　前号の飲食店を経営する事業者をいう。

（助成対象事業）

第３条　助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は次の各号に掲げるキャンペーン等の事業とする。

(1) 重点地域または重点地域の全体を含むエリアにおける販売促進キャンペーン等の事業で、次に掲げる取組のいずれかを含む事業

ア　特売セール（店舗が定価より価格を下げて商品を販売またはサービスを提供する取組）

イ　レシートまつり（キャンペーン期間内に対象店舗で商品を購入またはサービスを利用したレシート等を持参した顧客に対し、抽選への参加または景品配布などの特典を付与する取組）

ウ　その他直接的に店舗の販売促進、商店街の利用促進につながる取組

(2) 町内の飲食店が連携し創意工夫により実施するキャンペーン等の事業で、次に掲げる取組のいずれかを含む事業（５以上の飲食事業者の参加するキャンペーンに限る）

ア　大盛りメニューキャンペーン（大盛りメニューを安価に、または、サービスを付加して提供する取組）

イ　地元産品を使ったメニューのキャンペーン（地元産品を使ったメニューを安価に、ま

たは、サービスを付加して提供する取組）

ウ　割引等のキャンペーン（飲食について割引提供を行う、または、サービスを付加するキャンペーン）

エ　飲食店スタンプラリーキャンペーン（複数の飲食店を利用した顧客に対し、抽選等により景品配布などの特典を付与する取組）

オ　その他直接的に飲食店の販売促進につながるキャンペーン

(3) 前２号に掲げるもののほか、同一地域または同一業種の３以上の小規模事業者が連携し創意工夫により実施するキャンペーン等の事業で、直接的に店舗の販売促進または利用促進につながる事業

２　前項に規定するキャンペーン等の事業の取組期間は１事業につき１か月以内とする。

（助成対象団体）

第４条　助成金の交付の対象となる団体（以下「対象団体」）は、前条各号の事業区分に応じて、次の表のとおりとする。

助成対象事業	対象団体
前条第１号に規定する事業	商店街組織
前条第２号に規定する事業	５以上の飲食事業者で構成する団体または江差商工会
前条第３号に規定する事業	３以上の小規模事業者で構成する団体または江差商工会

２　前項の対象団体について、法人格の有無は問わないものとする。ただし、代表者を置き、かつ、財産及び会計の管理を適正に行うことができる団体でなければならない。

（助成対象経費）

第５条　助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、第３条に規定する助成対象事業に係る次の各号に掲げる経費とする。ただし、賃金、交際費及び施設の管理運営に係る経費は助成対象外とする。

(1) 特売セール、大盛りメニューキャンペーン、割引等のキャンペーン及びこれに類する値引きまたはサービスを付加するキャンペーンにおける売上の補填（消費税及び地方消費税に相当する額を除く）のための各店舗への助成金

(2) 地元産品を使ったメニューのキャンペーン及びこれに類するキャンペーンにおける対象となる地元産品等の仕入（消費税及び地方消費税に相当する額を除く）のための各店舗への助成金

(3) レシートまつり、飲食店スタンプラリーキャンペーン及びこれに類するキャンペーンにおける景品または特典に係る経費

(4) 広告宣伝に係る経費その他キャンペーンの実施にあたり必要と認められる経費

２　助成対象事業に関し、他の団体からの補助金やその他収入（キャンペーン参加店舗から協賛金等の収入を除く）がある場合は、これらの収入の額を助成対象経費の額から控除する。

（助成金の額及び助成限度額）

第６条　助成金の額は、予算の範囲内で、助成対象経費の１０分の１０以内の額とし、１事業あたりの助成限度額は、キャンペーン参加店舗数に１５，０００円を乗じて得た額に５０，０００円を加えた額と２５０，０００円のいずれか少ない方の額とする。この場合において、算定した助成金の額に１，０００円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。

（助成金の交付申請）

第７条　助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、ウェルカム商店街事業助成金交付申請書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

２　前項の申請を行う場合において、申請団体は次の各号に掲げる書類を申請書に添付しなければならない。

(1) 事業予算書（様式第２号）

(2) キャンペーン参加店舗名簿

(3) 事業費の積算資料

（助成金の交付決定）

第８条　町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

２　町長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、必要な条件を付し、助成金交付決定通知により、申請団体に通知するものとする。

３　町長は、第１項の規定により助成金の不交付を決定したときは、不交付の理由を付して申請団体に通知するものとする。

（事業の取止め等）

第９条　助成金の交付決定を受けた団体（以下「助成団体」という。）が、規則第７条の規定により、助成金の申請の取下げを行う場合には、ウェルカム商店街事業助成金交付申請取下書（様式第３号）を、交付決定の通知を受けた日から１０日以内に町長に提出するものとする。この場合において、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

２　助成団体は、事業の遂行が困難なため助成対象事業を取り止める場合は、ウェルカム商店街事業助成金事業取り止め届出書（様式第４号）を町長に提出しなければならない。

（事業の変更）

第１０条　助成団体は、助成金の交付決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）の内容等を著しく変更しようとする場合は、あらかじめウェルカム商店街事業助成金変更承認申請書（様式第５号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

２　第７条第２項の規定は、前項の変更承認申請を行う場合に準用する。

（助成金の概算払）

第１１条　助成団体は、概算払による助成金の交付を希望する場合は、ウェルカム商店街事業

助成金概算払申請書（様式第６号）を町長に提出することができる。

２　前項の規定による概算払申請書の提出があった場合、町長は助成金の概算払を行うことができるものとし、その額は交付決定額の１００分の９５以内の額（千円未満切り捨て）とする。

（実績報告）

第１２条　助成団体は、助成事業が完了したとき場合は、当該助成事業完了後１４日を経過する日又は当該年度の３月３１日のいずれか早い日までに、ウェルカム商店街事業助成金事業実績報告書（様式第７号）に次の各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 事業精算書（様式第８号）

(2) 事業内容が確認できる写真

(3) 助成対象経費に係る領収書又は支払いをしたことが確認できる書類等の写し

(4) 各店舗の取組実績が確認できる資料

（助成金の額の確定）

第１３条　町長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査を行い、交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付決定をした範囲内において助成金の額を確定し、助成団体に通知するものとする。

（助成金の交付決定の取消し）

第１４条　町長は、第９条第２項の規定によるウェルカム商店街事業助成金事業取り止め届出書の提出があったとき、または、助成団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成団体が第４条に規定する対象団体としての要件を満たしていないと判明したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

(3) 助成金を交付決定された内容以外の用途に使用したとき。

(4) 助成金を交付決定された内容の事業を遂行しなかったとき。

(5) 公序良俗に反する行為があると認められるとき。

(6) 規則、この要綱またはこれらに基づき町長が行った指示に違反したとき。

（助成金の返還）

第１５条　町長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、助成団体に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（証拠書類の保存）

第１６条　助成団体は、本助成金の交付に係る書類等を整備し、助成金交付の日の属する会計

年度の終了から５年間保管しなければならない。

２　助成団体は、町長から前項の書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

（委任）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、令和３年６月１日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

令和　　年　　月　　日

江差町長　　様

（申請者）	住　　所
	団 体 名
	代表者名　　㊞
	連 絡 先

ウェルカム商店街事業助成金交付申請書

ウェルカム商店街事業助成金交付要綱第７条の規定に基づき、ウェルカム商店街事業助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

１　申請事業

キャンペーン等の名称	
事業区分 （該当する区分に☑）	□　重点地域（愛宕町商店街、法華寺通り商店街）または重点地域の全体を含むエリアにおける販売促進キャンペーン等 □　町内の飲食店が連携し創意工夫により実施するキャンペーン等 □　その他、同一地域または同一業種の複数の店舗が連携し創意工夫により実施するキャンペーン等

２　交付申請額　　円

（裏面へつづく）

3　キャンペーンの内容

キャンペーン等の名称	
実施団体名	
取組期間・取組日	※キャンペーンの初日・最終日を記載 令和　年　月　日（　）　～　令和　年　月　日（　）
	※曜日を指定しての取組などの場合は具体的に記載（例：「○月毎週水曜」など）
参加店舗数	店舗　（※名簿添付）
キャンペーン内容 （予定している取組内容を具体的に記載）	

※助成限度額確認欄

	計算式から得られる額	助成限度額 (①②の小さい方の額)
①15,000 円×参加店舗数（　　店舗）＋50,000 円	＝	
②250,000 円	＝　250,000 円	

様式第２号（第７条関係）

ウェルカム商店街事業助成金事業予算書

（収入）

科　目	予算額	備考（説明、内訳）
ウェルカム商店街助成金	円	
自己資金	円	
	円	
計	円	

（支出）

科　目	予算額	備考（説明、内訳）
キャンペーン助成金	円	円×　　店舗
キャンペーン特典・景品代	円	
広告宣伝費	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

※１　科目は事業区分に応じ、適宜追加・削除・修正してかまわない。

※２　事業費の積算資料（見積書等）を添付のこと。

様式第３号（第９条第１項関係）

令和　　年　　月　　日

江差町長　　様

（申請者）	住　　所
	団 体 名
	代表者名　　㊞
	連 絡 先

ウェルカム商店街事業助成金交付申請取下書

令和　　年　　月　　日付け江差町第　　号指令にて助成金の交付決定を受けたウェルカム商店街事業助成金事業について、ウェルカム商店街事業助成金交付要綱第９条第１項の規定により申請を取り下げます。

様式第４号（第９条第２項関係）

令和　　年　　月　　日

江差町長　　様

（申請者）	住　　所
	団 体 名
	代表者名　　㊞
	連 絡 先

ウェルカム商店街事業助成金事業取り止め届出書

令和　　年　　月　　日付け江差町第　　号指令にて助成金の交付決定を受けたウェルカム商店街事業助成金事業について、下記のとおり事業を取り止めたいので、ウェルカム商店街事業助成金交付要綱第９条第２項の規定により届け出ます。

記

取り止めの理由

様式第５号（第１０条関係）

令和　　年　　月　　日

江差町長　　様

（申請者）

住　　所	
団 体 名	
代表者名	㊞
連 絡 先	

ウェルカム商店街事業助成金変更承認申請書

令和　　年　　月　　日付け江差町第　　号指令にて助成金の交付決定を受けたウェルカム商店街事業助成金事業について、下記のとおり変更したいので、ウェルカム商店街事業助成金交付要綱第１０条の規定に基づき申請します。

記

１　変更申請額

交付決定額	円
変更申請額	円

２　変更の内容・理由

（裏面へつづく）

3　変更後のキャンペーンの内容

キャンペーン等の名称	
実施団体名	
取組期間・取組日	※キャンペーンの初日・最終日を記載 令和　年　月　日（　）　～　令和　年　月　日（　）
	※曜日を指定しての取組などの場合は具体的に記載（例：「○月毎週水曜」など）
参加店舗数	店舗　（※名簿添付）
キャンペーン内容 （予定している取組内容を具体的に記載）	

※助成限度額確認欄

	計算式から得られる額	助成限度額 (①②の小さい方の額)
①15,000 円×参加店舗数（　　店舗）＋50,000 円	＝	
②250,000 円	＝　250,000 円	

様式第６号（第１１条関係）

令和　　年　　月　　日

江差町長　　様

（申請者）	住　　所
	団 体 名
	代表者名　　㊞
	連 絡 先

ウェルカム商店街事業助成金概算払申請書

令和　　年　　月　　日付け江差町第　　号指令にて助成金の交付決定を受けたウェルカム商店街事業助成金について概算払を受けたいので、ウェルカム商店街事業助成金交付要綱第１１条の規定に基づき申請します。

記

１　助成金交付決定額　　金　　円
２　助成金の概算払を受けたい時期　　令和　　年　　月
３　助成金の概算払を受けたい額　　金　　円
４　助成金の振込先口座

金融機関名		店名
銀行 信用金庫		本店 支店
種別	口座番号	(フリガナ) 口座名義
１　普通 ２　当座		

様式第７号（第１２条関係）

令和　　年　　月　　日

江差町長　　様

（申請者）	住　　所
	団 体 名
	代表者名　　㊞
	連 絡 先

ウェルカム商店街事業助成金事業実績報告書

令和　　年　　月　　日付け江差町第　　号指令にて助成金の交付決定を受けたウェルカム商店街事業助成金事業について、令和　　年　　月　　日に事業が完了したので、ウェルカム商店街事業助成金交付要綱第１２条の規定により報告します。

記

１　助成金実績額

交付決定額	円
実績見込額	円

２　助成金の振込先口座

金融機関名		店名
銀行 信用金庫		本店 支店
種別	口座番号	（フリガナ） 口座名義
１　普通 ２　当座		

（裏面へつづく）

3　キャンペーンの実施状況（実績）

キャンペーン等の名称	
実施団体名	
取組期間・取組日	※キャンペーンの初日・最終日を記載 令和　年　月　日（　）　～　令和　年　月　日（　）
	※曜日を指定しての取組などの場合は具体的に記載（例：「○月毎週水曜」など）
参加店舗数	店舗　（※名簿添付）
実績・効果 （売上、利用者数などの状況を前月または前年同期と比較するなど可能な範囲で数値化して記載すること）	

※助成限度額確認欄

	計算式から得られる額	助成限度額 (①②の小さい方の額)
①15,000 円×参加店舗数（　　店舗）＋50,000 円	＝	
②250,000 円	＝　250,000 円	

様式第８号（第１２条関係）

ウェルカム商店街事業助成金事業精算書

（収入）

科　目	予算額	精算額	備考（説明、内訳）
ウェルカム商店街助成金	円	円	
自己資金	円	円	
	円	円	
計	円	円	

（支出）

科　目	予算額	精算額	備考（説明、内訳）
キャンペーン助成金	円	円	
キャンペーン特典・景品代	円	円	
広告宣伝費	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
計	円	円	

※１　科目は事業区分に応じ、適宜追加・削除・修正してかまわない。

※２　領収書又は支払いをしたことが確認できる書類等の写しを添付のこと。

※３　キャンペーン助成金については、各店舗の取組実績資料を添付のこと。